2025/5/30
東京電力リニューアブルパワー株式会社　風力部

実務対応報告公開草案第70号
「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」の公表
(https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2025/2025-0311.html)
に関するコメント

No.	ページ	パラグラフ	コメント
1	N/A	N/A	VPPAのみを対象としていると理解して良いか？ PPPAにおいてもPPA単価（電力＋非化石価値）を固定価格とし、かつ電力価値が市場連動方式（例：市場価格＋X円）のような形態とした場合、非化石価値相当額が電力価値次第で変動し得るが、同様の会計処理となり得るか？
2	1	2(1)	発電事業者と需要家の相対の契約であることと記載があるが、アグリゲーターを介した取引や小売電気事業者を含めた三者契約も含まれると理解して良いか？
3	1	3(2)	小売電気事業者が発電事業者から相対契約で非化石価値を購入した（非化石証書を再エネメニュー等に活用することとした）場合、小売電気事業者は用語の定義：「需要家」となり得るか？ 非化石証書を再エネメニューに活用することは自己使用と解釈可能か？
4	12	BC31	今回の報告適用に際しては遡及適用を求めないとのことだが、今後会計処理の取扱い方針が変更になった場合には、当該方針変更の際に遡及適用要否を改めて示される想定か？ 需要家からすると、今回の報告を基に非化石価値の取り引きを開始した後、数年後等に方針変更が示され、当該方針変更が取引開始時等まで遡及適用されるとなると、今回示された報告/方針を適用し非化石価値取引を開始することを躊躇する力が働きかねないことを懸念。
5	3	N/A	本公開草案は需要家の取扱いを定めるとのことだが、本公開草案を適用する契約の範囲内において、需要家と相対契約を締結する発電事業者についても表裏一体となるため、同様の整理となる理解でよいか？ もし異なる余地があるということであれば、発電事業者の会計処理についても早期に取扱いの検討を進めていただきたい。